

(案)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月21日法律第182号、以下「無償措置法」という。）第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

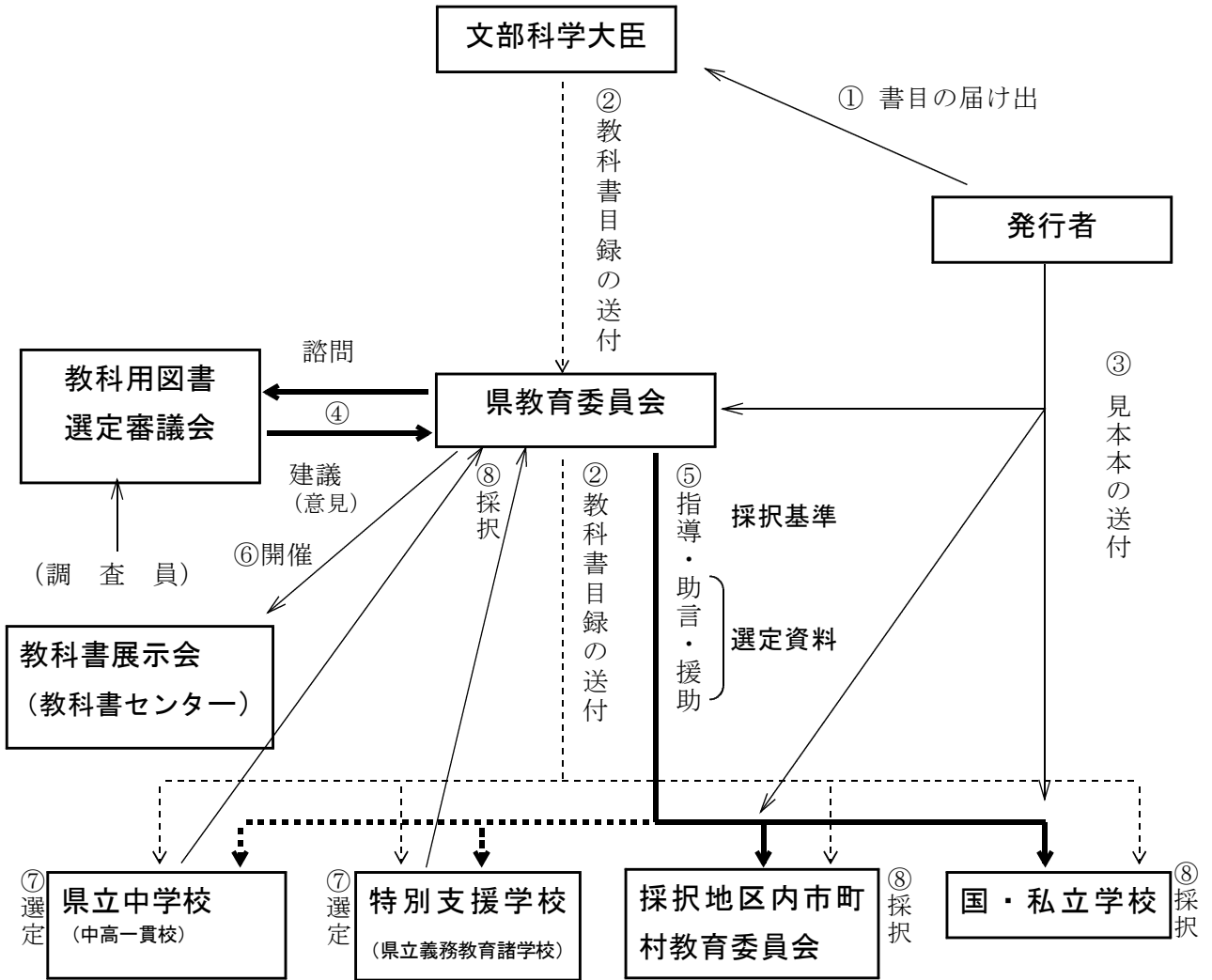
- (1) 小学校教科用図書、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）教科用図書の採択基準及び選定資料について
- (2) 平成27年度使用教科用図書の採択（特別支援学校（小・中学部））について

平成26年4月 日

平成26年度奈良県教科用図書選定審議会会長 殿

奈良県教育委員会

義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



- ・ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (抜粋) (資料1)
- ・ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (抜粋) (資料2)
- ・ 学校教育法 (抜粋) (資料3)
- ・ 奈良県教科用図書選定審議会委員定数条例 (資料4)
- ・ 奈良県教科用図書選定審議会規則 (資料5)